

災害時におけるペットの同伴避難所の開設について

上天草市では、災害時に避難所を開設する場合、飼い主とペットが安全に避難できるよう、ペットの同伴避難所（＝避難者とペットが同じスペースで過ごすこと）を開設します。

なお、ペットと同伴避難をする飼い主は、以下の受け入れるルールや注意事項などをご確認のうえ、避難をお願いします。

1 受け入れるルールについて

● 事前に予約が必要です。

- ペットの種類 家庭でペットとして飼育されている犬または猫
- 受入れの条件

- ① 犬は、市への登録と狂犬病予防注射を済ませていること。
- ② 避難所では、屋内での飼育となるため、ケージやキャリーケースに入れること。
- ③ ケージやエサなどのペット用品は、飼い主が準備し、ペットの飼育は、飼い主が責任を持って管理すること。



<避難に必要なペット用品>

フードや水（数日分）、鑑札・済票やリード（犬の場合）、首輪や迷子札（猫の場合）、ケージ、ペットシート、ビニール袋、食器、タオル、毛布、排泄物の処理用具、薬、療養食、治療記録等

- ④ 基本的なしつけ（無駄吠えしない、飼い主の指示に従うなど）ができていること。
- ⑤ 原則として、簡易テント1張りに1世帯とします。（簡易テント：2人用、2m×2m）

2 ペットの同伴避難所開設場所と周知方法について

- ペットの同伴避難所の開設場所
 - ・ 阿村地区交流センター （住所）上天草市松島町阿村 841-2
(TEL) 0969-56-0031
- 開設時間については、市の防災行政無線やホームページなどでお知らせします。

3 注意事項

- 避難所内での事故等は、市では責任を負いかねますのでご了承ください。
- 避難所の受け入れ人数に限りがありますので、予め予約をお願いします。
 - ・ 予約電話番号：(0969) 56-0031
- ペットの体調が悪くなった場合は、かかりつけの動物病院に連絡をしてください。
- 一般の避難所と同様、避難する人はマスクを着用し、飲料水、食料品、タオルケットなどを持参してください。
- 体調不良の人については、安全な親族・知人宅への避難をお願いします。

《問合せ先 上天草市役所 健康福祉部福祉課 福祉政策室 TEL:0969-28-3381》